

藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱

制定	昭和61年	3月31日
改正	平成5年10月	1日
改正	平成12年	4月1日
改正	平成21年	4月1日
改正	平成22年	7月1日
改正	平成23年	4月1日
改正	平成25年	4月1日
改正	平成25年	7月1日
改正	平成29年	4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を推進するため、この組織が行う事業に対し、予算の範囲内において奨励補助金等を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、組織が行う事業へのその他の支援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において組織とは、自治会、町内会等の自治組織を単位として、市民が自主的にその地域の防災対策確立のために組織する団体で、藤沢市地震対策条例（昭和59年6月藤沢市条例第6号）第31条第2項の規定に基づく届出があり、次に掲げる自主防災活動を行うものをいう。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災資機材（以下「資機材」という。）の整備及び点検
- (4) 災害発生時における情報の収集及び伝達並びに出火防止、初期消火、救出救護、給食、給水及び救援物資等の配布
- (5) その他組織の目的を達成するために必要な活動

(事業)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、組織に対して次に掲げる事業を行う。

- (1) 奨励補助金の交付
- (2) 資機材更新補助金の交付
- (3) 資機材の貸与

(奨励補助金の交付)

第4条 市長は、組織に対し、奨励補助金を交付するものとする。

- 2 奨励補助金の交付の対象となる経費は、別表第1に掲げる資機材の購入及び修繕並びに防災倉庫の移設等に要する経費とする。

(奨励補助金の額等)

第5条 奨励補助金の額は、前条第2項に規定する経費の額の2分の1に相当する額以内とし、その累計の限度額は、次の各号に掲げる組織を構成する世帯の数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 100世帯以下 | 50万円 |
| (2) 101世帯以上300世帯以下 | 60万円 |
| (3) 301世帯以上500世帯以下 | 70万円 |
| (4) 501世帯以上1,000世帯以下 | 80万円 |
| (5) 1,001世帯以上 | 100万円 |

- 2 前項の規定により算出した奨励補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 3 第1項に規定する世帯の数は、毎年4月1日現在において組織を構成する世帯の数（新たに結成された組織にあっては、その結成時において組織を構成する世帯の数）とする。

- 4 第6条第1項の資機材更新補助金の交付を受けた組織については、奨励補助金の交付対象としない。

(資機材更新補助金の交付)

第6条 市長は、最後に奨励補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過した組織に対し、資機材更新補助金を交付することができる。

- 2 資機材更新補助金の交付の対象となる経費は、組織が保有する別表第1に掲げる資機材の更新に要する経費とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別表第1に掲げる資機材の購入及び修繕、防災倉庫の移設等に要する経費を資機材更新補助金の交付対象とすることができる。

(資機材更新補助金の額等)

第7条 資機材更新補助金の額は、前条第2項に規定する資機材の更新に要する経費の額又は同条第3項に規定する事業に要する経費の額の2分の1に相当する額以内とし、その累計の限度額は、第5条第1項各号に掲げる組織を構成する世帯の数の区分に応じ、同項各号に定める額の2分の1に相当する額とする。

2 資機材更新補助金の額の算出については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(奨励補助金及び資機材更新補助金交付申請)

第8条 奨励補助金又は資機材更新補助金の交付を受けようとする組織は、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資機材の購入に係る見積書の写し
- (2) 自主防災会規約の写し
- (3) 当該年度の自主防災会役員名簿の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の場合において、別表第1に掲げる資機材のうち、消火器箱付(10型以上・街頭設置用)又は防災施設の購入及び設置をするときは、土地の所有者の承諾書等の写しを添えなければならない。

3 奨励補助金及び資機材更新補助金の申請に係る受付期間は、原則として4月1日(当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直後の開庁日)から翌年1月31日(当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日)までとする。ただし、市長が受付期間の延長を認めるときは、この限りではない。

(奨励補助金及び資機材更新補助金交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、審査の上奨励補助金又は資機材更新補助金の交付の可否を決定し、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査過程において必要と認めるときは、前条第1項に規定する書

類の原本の提示を申請者に求めることができる。

(事業の完了)

第10条 前条第1項の規定に基づく奨励補助金又は資機材更新補助金の交付の決定通知を受けた組織は、資機材の購入等の事業が完了したときは、交付が決定された日の属する会計年度の3月31日（当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は直前の開庁日）までに自主防災組織防災資機材購入等完了届（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資機材の購入等に係る領収書の写し
- (2) 購入等した資機材の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付時期)

第11条 奨励補助金又は資機材更新補助金は、前条に規定する自主防災組織防災資機材購入等完了届等の審査完了後に交付する。

(資機材の管理義務)

第12条 奨励補助金又は資機材更新補助金の交付を受けた組織は、当該補助金に係る資機材について善良な管理をしなければならない。

(申請組織による申請の取下げ)

第13条 自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定を受けた組織が、やむを得ない事情により当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請取下願（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第14条 市長は、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定を受けた組織が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 前条に規定する申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請やその他不正な行為により補助金の交付を受けようとしたとき。
- (4) 補助金の交付を受けて購入した防災資機材等を、当該防災資機材等の耐用年数を経過する前に、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反した使用、

譲渡，交換，貸し付け又は担保に供する等の処分を行ったとき。なお，防災資機材等の耐用年数については，減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

(5) 前各号に掲げるもののほか，補助金の使途が不相当と認められるとき。

2 市長は，前項の規定により当該補助金の交付決定を取り消したときは，自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により，申請者へ通知するものとする。

(資機材の貸与)

第15条 貸与する資機材の種類及び貸与数は，別表第2に掲げるとおりとする。

2 資機材の貸与は，1組織に対し，1回限りとする。

(資機材の貸与申請)

第16条 資機材の貸与を受けようとする組織は，自主防災組織防災資機材貸与申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災会規約の写し
- (2) 当該年度の自主防災会役員名簿の写し

(資機材の受領)

第17条 資機材の貸与を受けた組織は，自主防災組織防災資機材貸与受領書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第18条 資機材の貸与を受けた組織は，貸与期間中における当該資機材の維持管理に要する費用を負担するものとする。

(貸与資機材の検査)

第19条 市長は，貸与をした資機材の検査をすることができる。

(滅失等の報告)

第20条 資機材の貸与を受けた組織は，当該資機材が滅失又は紛失したときは，速やかにその旨を市長に報告し，かつ，その指示を受けなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に組織に対して貸与した資機材については、この要綱により貸与した資機材とみなす。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成34年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

- 3 改正後の藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 4 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表第1（第4条関係）

奨励補助金交付対象防災資機材の種類

区 分		防 災 資 機 材 用 品
防 災 資 機 材	情報収集・ 受伝達用具	トランシーバー, トランジスターメガホン, 安否確認用マグネットシート（表記布）, 災害対策用自転車（ノーパンクタイプ）, 掲示板（安否確認・伝言用）
	初期消火用具	消火器箱付(10型以上・街頭設置用), 箱付消火器薬剤詰替え, 消火用バケツ, 小型可搬動力ポンプ一式
	活動識別用具	標旗, 腕章, 識別用ベスト
	救出用具	はしご, バール, ジャッキ, 可搬式ウィンチ, チェーンブロック, スコップ, ノコギリ, 斧, ロープ, チェンソー, エンジンカッター, リヤカー, ヘルメット, 鉄線カッター, 鉄パイプ, 保護メガネ
	救護用具	担架, AED一式, 救急セット, 外傷用副木, 三角巾, 組織活動用大型テント, 毛布, シート, ゴザ, 車椅子
	給食給水用具	釜, ナベ, コンロ, ポリタンク, 収納容器, 炊き出し用具類, ろ水機
	避難用具	照明用具, コードリール, 発電機一式, ガソリン携行缶（燃料は除く）, 非常用階段避難車
	生活用具	ポータブルトイレ一式, 備蓄用簡易トイレ処理袋（100回分以上）
水防用具	防雨シート, ツルハシ, かけや, くい, 熊手, 一輪車, 排水ポンプ	
防 災 施 設	収納庫・防災倉庫	

※1 災害対策備蓄品として上記品目に準じたものであれば、補助金交付対象とする。

ただし、次の品目等については補助金の交付対象からは除外する。

- (1)非常食 (2)飲料水 (3)燃料(薪炭含む) (4)電池 (5)補充用薬品 (6)作業服・手袋・作業靴(個人の被服に類するもの) (7)AEDの消耗品及び修繕費 (8)消火栓使用の用途に供するもの

※2 AED本体の申請にあつては、次に掲げるものを添えて提出しなければならない。

- (1)AEDについての維持管理規程(写)

(2) 申請自主防災組織員の申請年度または前年度の普通救命講習会修了証(写)

※3 防災倉庫を設置する場合は、組織が設置したことが判別できるよう、名入れ等必要な措置を講じなければならない。

別表第2（第15条関係）

貸付資機材

資機材の種類	貸与数
トランシーバー	1 自主防災組織につき 1 組
トランジスターメガホン	〃 1 台
担架	〃 1 台
救急セット	〃 1セット
自主防災組織役員用ヘルメット	〃 3 個

第1号様式（第8条関係）

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書

藤 沢 市 長	年 月 日
申 請 者	
自主防災組織名 _____	
代 表 者 住 所 藤 沢 市 _____	
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	
(役 職) _____ (氏 名) _____ 印	
電 話 番 号 _____	
次 の と お り 申 請 し ま す 。	
防 災 資 機 材 購 入 等 金 額	円
防 災 資 機 材 購 入 等 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 見積書（写し） <input type="checkbox"/> 防災会規約 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> 土地所有者の承諾書等の写し（収納庫等設置の場合）
補 助 金 区 分	<input type="checkbox"/> 奨励補助金 <input type="checkbox"/> 資機材更新補助金（ <input type="checkbox"/> 初回）
補 助 金 最 終 交 付 年 月 日	年 月 日（資機材更新補助金初回時のみ記入）
奨 励 補 助 金 残 額	円（資機材更新補助金初回時のみ記入）
※資機材更新補助金の交付を受ける組織については、要綱第5条第4項の規定に基づき、奨励補助金の交付対象となりません。	

※ 太線の枠内を記入してください。

（事務処理欄）

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交 付 <input type="checkbox"/> 不 交 付
交 付 金 額	, 0 0 0 円
限 度 額	, 0 0 0 円 （ 世帯）
交 付 額 累 計	今まで交付した額 今 回 交付額累計 (円) + (, 0 0 0 円) = (, 0 0 0 円)

第2号様式（第9条関係）

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書

年（ 年） 月 日

自主防災会

様

藤沢市長

次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません						
防災資機材購入等金額	百	十	万	千	百	十	円
補 助 金 交 付 額	百	十	万	千	百	十	円
					0	0	0
条 件	目的以外に使用しないこと。						
交付しない理由							

(事務担当 危機管理課)

第4号様式（第13条関係）

自主防災組織防災資機材購入等補助金申請取下げ願

年 月 日

藤 沢 市 長

申 請 者

自主防災組織名 _____

代表者住所 藤沢市 _____

代表者役職・氏名

(役職) _____ (氏名) _____ 印

電 話 番 号 _____

_____年（ _____年） _____月 _____日付で補助金交付決定を受けた、
藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱に基づく自主防災組織防災資機材購入等
補助金交付について、次のとおり申請を取り下げます。

1 取下げの理由

2 添付書類 自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定通知書

原本 紛失等 (_____)

(事務処理欄)

※ 太線の枠内を記入してください。

第5号様式（第14条関係）

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付決定取消通知書

年（ 年） 月 日

自主防災会

様

藤沢市長

次のとおり、補助金交付決定を取り消しましたので通知します。

防災資機材購入等金額	百	十	万	千	百	十	円
補助金交付決定額	百	十	万	千	百	十	円
					0	0	0
取り消し補助金額	百	十	万	千	百	十	円
					0	0	0
取り消しの理由							

(事務担当 危機管理課)

第7号様式（第17条関係）

自主防災組織防災資機材貸与受領書

年 月 日

藤 沢 市 長

申 請 者

自主防災組織名 _____

代 表 者 住 所 藤沢市 _____

代表者役職・氏名

(役職) _____ (氏名) _____ 印

次のとおり受領しました。

貸与を受けた防災資機材の種類	貸与を受けた数
トランシーバー	1 組
トランジスターメガホン	1 台
担 架	1 台
救急セット	1セット
ヘルメット	3 個